

令和5年第20回公安委員会会議録

日 時	8月24日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時45分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	宮尾委員長 吉田委員 小野委員 廣塚委員 甲斐委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

聴聞9件、意見の聴取22件についての決裁（運転免許課）

第2 定例会議

1 令和5年秋の全国交通安全運動の実施について

(1) 目的

- ア 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図ること。
- イ 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること。
- ウ 県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進すること。

(2) 期間

令和5年9月21日（木）から同年9月30日（土）までの間（10日間）

(3) 主唱

熊本県交通安全推進連盟

(4) 運動の重点

- ア こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- イ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- ウ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(5) 主要行事

ア 第41回交通安全県民大会

(ア) 開催日時

令和5年9月21日（木）午後1時10分から午後3時30分までの間

(イ) 開催場所

人吉市カルチャーパレス

(ウ) 出席予定者

熊本県知事、警察本部長、開催地自治体首長、交通関係団体の長等

イ サポカー体感・体験試乗会

(ア) 開催日時

令和5年9月24日（日）午前10時から午後3時までの間

(イ) 開催場所

熊本県運転免許センター

(ウ) 対象者

熊本県運転免許センター来庁者等

ウ 交通事故死ゼロを目指す日

令和5年9月30日（土）

【委員からの質問等】

- 委員から、「交通事故ゼロを目指す日について、広報啓発活動は行うのか。また、この取組は全国的に行われているものなのか。」旨の質問があり、警察側から「交通事故ゼロを目指す日については、広報を行い、街頭活動等を強化する。この取組は、内閣府が設定する交通安全に関する国民運動として始まったものであり、全国的な広報啓発活動が行われる。」旨の説明があった。

2 運転免許関係業務の取扱日等の一部変更について

(1) 目的

運転免許関係業務の熊本県運転免許センターにおける取扱日及び警察署等における受付時間を見直すことにより、時間外勤務の縮減や年休等の休暇取得を促進し、業務委託先を含めた職員のワークライフバランスの推進を図ることを目的とする。

(2) 変更概要

ア 熊本県運転免許センターにおける取扱日

毎週金曜日については、運転免許証再交付（運転経歴証明書含む。）のみを行うこととする。

イ 警察署等における受付時間

昼間（11:30～13:00）の受付時間帯については、運転免許証記載事項変更（運転経歴証明書含む。）のみを行うこととする。

(3) 変更する取扱日、受付時間

別紙のとおり

(4) 運用開始

令和5年10月1日（日）から試行運用開始

(5) 今後のスケジュール

- ・ 8月下旬 試行通達の発出、部外への広報
- ・ 9月中 周知活動（県警HPへの掲載、SNSでの発信 等）
- ・ 10月1日（日） 試行運用開始
- ・ 令和6年4月1日（月） 本運用開始予定

【委員からの質問等】

- 委員から、「ワークライフバランスの推進を図るという目的は分かるが、警察側の都合であり、金曜日に熊本県運転免許センターにおいて行われる運転免許関係業務が減ると、住民サービスが随分と低下することになる。分析を行った上で金曜日としたのか。また、金曜日に運転免許証の更新が行えなくなることについて、補完措置等は検討しているのか。」旨の質問があり、警察側から「過去の曜日別の運転免許証の更新者数を分析した結果を踏まえて金曜日を選定した。」「ワークライフバランスの推進は、県警察を持続的な組織として運営していくため、また、魅力的な組織として就職先として選んでもらうために行っているものである。運転免許証の更新期間は2か月間あるところ、あらかじめ周知すれば、県民は何曜日に行くのかを選択できるので、それほど大きな不便は生じないのではないかと判断している。試行運用なので、県民から極めて不便であるという声が非常に大きいというような場合には、柔軟に考えていく。運転免許業務は県民の利便性を極限まで追求してきた業務であり、県警察が持続可能な組織になっていく

ために必要なことであるということを御理解いただけるよう、説明していく必要があると考えている。」旨の説明があった。

- 委員から、「社会全体が働き方改革・ワークライフバランスを推進している中で必要な施策であると思う。ポイントは、利用者である県民に事前の周知をしっかりと行うということだと思うので、ホームページ、SNS等を活用して周知を徹底してもらいたい。」旨の意見があった。

第3 報告・決裁等

- 1 令和5年警察協力功労者感謝状贈呈式についての報告（監察課）
- 2 監察業務についての報告（監察課）
- 3 熊本県情報公開・個人情報審議会の答申の受理についての決裁（広報県民課）
- 4 行政処分の聴聞結果についての報告（生活環境課）
- 5 熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正についての決裁（交通規制課）
- 6 令和5年第18回公安委員会会議録の決裁（公安委員会事務室）
- 7 公安委員会が保有する保存期間満了文書の措置についての決裁（公安委員会事務室）
- 8 審査請求（R5. No.4）受理の報告（公安委員会事務室）